修善寺町外３町合併協議会小委員会規程

（設置）

第１条　修善寺町外３町合併協議会規約第12条第１項の規定に基づき、修善寺町外３町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（種類及び所掌事務）

第２条　小委員会の種類及び所掌事務は、協議して定める。

（委員）

第３条　小委員会の委員は、修善寺町外３町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長及び委員の中から、会長が協議会の会議に諮り指名する。

（委員長及び副委員長）

第４条　小委員会に委員長及び副委員長を置き、小委員会の委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　小委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議は、小委員会委員の２分の１以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

３　委員長は、会議の議長となる。

４　委員長は、必要に応じて他の小委員会と合同の会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する小委員会の委員長が当たるものとする。

（委員以外の者の会議のへの出席）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の委員以外の者を小委員会の会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（報告等）

第７条　委員長は、小委員会の調査及び審議の経過又は結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

２　委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定により調査し、及び審議した結果を住民に公表することができるものとする。

（庶務）

第８条　小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、小委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１５年１月２４日から施行する。